

フリー・ウェイブ ワーキングルール

フリー・ウェイブに登録し、取り決められる個別契約(電子メールまたは文書、口頭による)に出演及び業務を遂行する際のワーキングルールを下記の通り取り決めます。

雇用の形態とフリーランス契約

登録していただいた後は、それぞれのモデルの外見や特徴、特技などキャストイング内容に合った仕事が入った時に、こちらから連絡します。登録後にホームページに写真やプロフィールが掲載されないこともありますのでご理解ください。

仕事へのステップ

1. オファー受け取り
 - オファーの内容を確認し、スケジュールを事務所へ提出します。
2. 写真選考
 - 事務所がモデルのコンポジットをクライアントに提出します。
 - 選考方法が写真選考のみのオファーもあります。
3. オーディション
 - 写真選考の通過者はオーディションに参加します。
(マネージャーが同行する場合があります。)
 - オーディション結果が出るまで、髪型等の外見は変えないようにしてください。
4. 仕事
 - オーディションに受かったら、実際の仕事につながります。

キープシステム

スケジュールは、“ファーストキープ” “セカンドキープ” “NG”の3通りのいずれかで提出してください。

ファーストキープ:ある仕事を第一優先として、その仕事の日程のスケジュールを丸一日キープする。

セカンドキープ:ある仕事の日程のスケジュールは不確定だが、仕事自体はトライしたい。

NG:別件が入っていて仕事ができない。(NGの場合でも返信をしてください。)

ファーストキープを提出したら、最終結果が出るまではスケジュールの変更は認められません。

ギャラの大きさや仕事の条件で、スケジュールを勝手に変更するようなことは業界のルールとして厳禁です。

「ファーストキープ」の仕事が確定した場合は、同じ日にちに提出していた「セカンドキープ」の仕事はキャンセルしなくてはなりません。もし「ファーストキープ」の仕事が決定しなかった場合は、「セカンドキープ」の仕事が「ファーストキープ」に繰り上げとなります。スケジュール管理はモデル本人の責任のもとをお願いいたします。キープシステムのルールには必ず従ってください。

同じ日程に「ファーストキープ」を複数の仕事に渡してしまった場合は、【ダブルブッキング】という大きな問題にもなりますので、必ず間違いのないようにしてください。また、フリー・ウェイブのマネージャーがそれぞれ異なる仕事のために、同じ日程のスケジュールを聞く場合があります。マネージャーはお互いの仕事を把握していないことも多いため、上記ルールに沿って、スケジュールを明確に通知してください。

* キープシステム以外の返答は混乱の原因になります。ルールに沿ってスケジュール提出をしてください。

✕ →「やってみたいです!」「大丈夫だと思います。」「この仕事に興味があります!」など

これらの返答でははっきりとしたスケジュール確認ができません。

* 仕事の中には、実際の日程が確定していないケースがありますが、オファーに記載された候補日に対して、それぞれの明確なスケジュール提出をお願いいたします。

* オーディション後、その結果が出るまでに日数を要する場合がありますが、結果をお知らせするまでは、絶対にファーストキープはリリースしないようにしてください。可否に関わらず、こちらから結果の通知は必ず致します。

時間厳守・オーバータイム

仕事のアポイントメントには遅れないようにしてください。公共交通機関の遅延や緊急事態で遅刻がやむを得ない場合は、直ちに担当マネージャーに連絡をしてください。

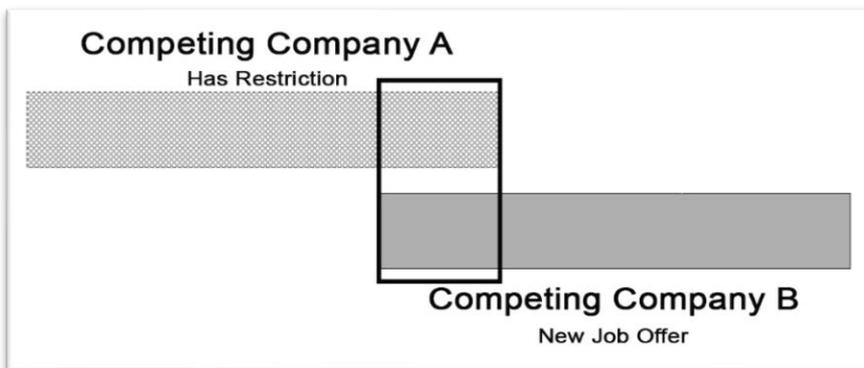
撮影が深夜まで続いたり、予定時間が超過する場合がありますので、事務所からスケジュールの確認を受けた場合は、必ず24時間のスケジュールを教えてください。早朝や深夜の予定も含めて、何時にどこにいなければならない、とった細かいスケジュールも伝えてください。

オーバータイムが発生した場合、撮影終了後に事務所側が超過分のギャランティーをクライアント側と交渉致します。仕事が確実に終了する迄は、マネージャーの許可なく現場から離れないようにしてください。

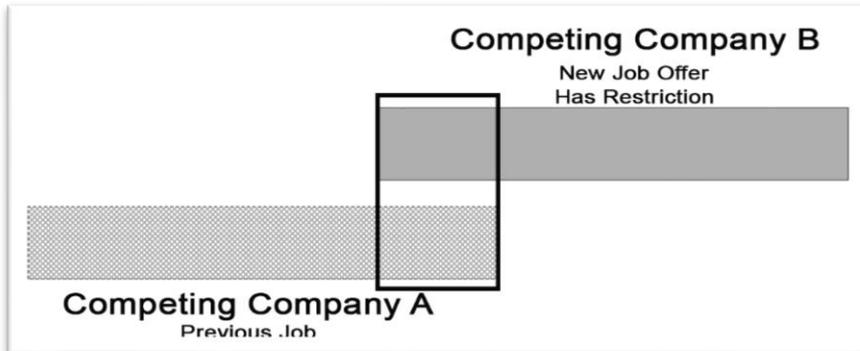
競合

“競合”とは、広告出演に対する契約条件の一つです。

ある企業のコマーシャルに出演して、その契約内容に”競合がある”場合、その契約期間中、同業他社もしくは類似商品への広告出演が出来なくなります。これを「競合」と呼びます。(分かりやすい例ですと、「競合あり」のコカ・コーラのコマーシャルに出演したら、ペプシやその他飲料商品の広告出演は出来ません。)



競合における契約違反が認められた場合、損害金を支払わなければならない等、非常に大きな問題につながります。また、たとえ「競合なし」のコマーシャル(エキストラ出演を含めて)がオンエアされている間に「競合あり」の広告に出演してしまうことを“逆競合”といい、これも大変な問題につながります。



競合の有無に関わらず、各仕事の競合情報やオンエア期間は慎重に管理をしてください。契約期間がかぶる競合他社の出演オファーが来た場合は、必ず事務所に申し出てください。事務所がそのオファーの出演可否を判断します。競合ありの広告出演契約期間中に、他事務所より新たな競合付きの仕事オファーがあった場合も、必ずフリー・ウェイブへお知らせください。

契約延長：広告の契約期間は延長する場合があります。契約延長の可能性が出てきた場合は、新しい契約期間に対して、競合関連の問題の有無の確認のため事務所から連絡を致します。

ストックフォト

過去にインターネット上で自身の肖像権を販売した経験があるモデルは、今後一切競合付きの仕事は受けられなくなります。肖像権を買取されてしまうと、そのイメージがどこで使用されているのか管理ができないからです。

個人情報が変更した場合

下記の個人情報に変更があった場合は、必ず事務所に連絡をして下さい。

- 住所、電話番号、ビザ情報の更新・変更、髪型、髪色、サイズ、外ウー、身体の傷、
- スケジュール(バケーション、レギュラーワークのシフト、帰国)など
- 支払先の変更(ビザスポンサーの変更を含む)

* 就労ビザを保持していることが、弊社とお仕事をする絶対条件です。ビザ情報の更新を怠り、弊社に登録された情報が古いまま(ビザ期限が切れている状態)だと、事務所はモデルが帰国してしまった、もしくはモデル業を辞めてしまったとみなします。その場合、仕事のオファーをお送りできなくなりますので、ビザ情報の更新は怠らないように気を付けてください。

やってはいけない行動

オーディション会場／撮影現場において

- 1) 台本や案件に関わる情報の持ち出しや、撮影用に貸し出された衣装や小道具の持ち帰り
- 2) 他のモデルと仕事の金額に関する話をする。スポンサーや商品に対してネガティブな話をする。
- 3) 第三者に対してSNSや口頭などで機密情報を漏らすこと。事務所の許可なく現場で写真や動画の撮影、また共有すること。これらは機密保持契約の違反の対象です。仕事オファーメールの内容撮影現場の口ケーション、撮影の参加者などもすべて機密情報となります。情報は一切漏らさないこと。
- 4) クライアントやスポンサー、芸能人に直接コンタクトをとること。
有名人にサインや写真を求めること。

*万が一上記に該当する行動があった場合、クライアントやスポンサーに対する損害賠償責任を負うこととなります。プロとしてギャランティを受け取る立場ですので、これらの行動は絶対にしてはいけません。

プロとしての心得

エンターテインメントの業界で仕事をするということは、“あなた自身のイメージは、あなた個人のものではなく、あなたを起用するスポンサーや商品を象徴するものになる”、ということです。

あなたがネガティブなイメージを作ってしまったら、モラルや法律に反する行為をしてしまったら、それは、スポンサーやクライアントのイメージにも影響してしまうことを意味します。

個より集団を尊重する日本文化において、出演者一人の不祥事が企業全体の不祥事として扱われてしまいます。たった一人のスキandalが原因で、TVCM オンエアがキャンセルになってしまったというケースもたくさんあります。公私共に、プロのモデル・タレントという意識を常に忘れずに、良識のある行動を心がけてください。